

○西ノ島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年9月28日

条例第29号

改正 平成30年3月15日条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)の規定に基づき、西ノ島町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 町長又は教育委員会(以下「町長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体等」という。)を公募するものとする。

- (1) 管理を行う公の施設の名称及び所在地
- (2) 申込資格
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (5) 利用料金に関する事項
- (6) 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況
- (7) 申込受付期間([次条](#)において「申込期間」という。)
- (8) その他町長等が必要と認める事項

(申込み)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体等は、申込書に次に掲げる書類を添えて、申込期間内に町長等に提出しなければならない。

- (1) 申込資格を有することを証する書類
- (2) 管理を行う公の施設の事業計画及び管理に係る収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては、会則等)
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) 当該団体の業務内容を説明する書類
- (6) その他町長等が別に定める書類

(選定方法)

第4条 町長等は、[前条](#)の規定に基づく申込書等の提出があつたときは、次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他町長等が別に定める事項

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第5条 町長等は、[次の各号](#)の1に該当すると認められるときは、[第2条](#)の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき。
- (2) 公募に対し応募者がいないとき。
- (3) 指定管理者の指定を受けた団体を指定することが不可能となり、又は著しく不適当

と認められる事情が生じたとき。

(4) 指定管理者の指定を受けた団体が、協定を締結しないとき。

2 [前項](#)の規定により選定するとき、町長等は、当該団体と協議し、[第3条各号](#)の書類の提出を求め、[前条各号](#)に照らし総合的に判断を行うものとする。

(選定結果の通知)

第6条 町長等は、[第4条](#)及び[第5条](#)の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申込者又は候補者(以下「申込者等」という。)に通知するものとする。

(指定管理者の指定)

第7条 町長等は、[第4条](#)及び[第5条](#)により選定した指定管理者の候補者について、[地方自治法第244条の2第6項](#)の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 町長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、町長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 [前項](#)の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 本町が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び業務停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他町長等が別に定める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 町長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取り消し等)

第10条 町長等は、指定管理者が[前条](#)の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 [第7条第2項](#)の規定は、指定管理者の指定の取り消し又は管理の業務の停止について準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において[第10条](#)の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況及び利用拒否等の件数・理由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他町長が別に定める事項

(個人情報の取扱い)

第12条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報(以下この条において「保有個人情報」という。)を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、第8条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は管理する公の施設の業務に従事している者(以下この項において「従事者」という。)は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第8号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。